

平成30年7月20日

各市町等教育委員会事務局
学校体育主管課長様
学校安全主管課長様

三重県教育委員会事務局
保健体育課長
小中学校教育課長

熱中症事故の防止について（通知）

このことについて、平成30年5月17日付け及び7月5日付け文書にて、熱中症事故防止に必要な事項の理解の徹底及び事故防止のための適切な措置をお願いしているところですが、熱中症による死亡事故の発生を踏まえ、別添（写）のとおり、平成30年7月18日付け事務連絡により、文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課から通知がありました。

また、7月19日に名古屋地方気象台から発表された東海地方高温注意報第1号によると、東海地方では7月26日頃にかけて最高気温が35℃以上となるところがある見込みとされています。

については、所管の小中学校・義務教育学校・園における、高温時の学校・園行事、体育・スポーツ活動等について、これらの通知文書のほか、「学校管理下における危機管理マニュアル（平成30年5月改訂・三重県教育委員会）」や「三重県部活動ガイドライン（平成30年3月・三重県教育委員会）」を踏まえ、下記事項に留意し、熱中症事故防止の徹底を指導・助言されるようお願いします。

記

- 1 学校・園行事、体育・スポーツ活動等の教育活動を実施するにあたっては、次のことに留意し綿密な指導計画のもと、安全に活動を行う。
 - (1) 気象庁が発表する情報や環境省熱中症予防情報サイト上の暑さ指数等の情報に十分留意し、気温・湿度などの環境条件に配慮した活動を実施すること。その際、活動の中止や、延期、見直し等柔軟に対応を検討すること。

※ 体育・スポーツ活動については、「熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会・三重県部活動ガイドライン掲載）」で「WBGT31℃（乾球温度35℃）以上では、運動は原則中止」としていることを踏まえ、涼しい時間帯や場所、活動内容を軽度なものにするなど、環境条件に配慮して適切に実施すること。
 - (2) 活動前、活動中、終了後にこまめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、児童生徒等への健康観察など健康管理を徹底すること。
 - (3) 熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期に水分・塩分補給、体温の冷却、病院への搬送等、適切な応急手当等を実施すること。
 - (4) 学校の管理下における熱中症事故は、運動部活動以外の部活動や、屋内での授業中においても発生しており、また、体がまだ暑さに慣れていない時期、それほど高くない気温（25～30℃）でも湿度等その他の条件により発生していることに留意すること。

(5) 登下校における熱中症も考えられることから、児童生徒等に対し適切な指導を行うこと。

2 夏季休業中は、部活動やキャンプなどの野外における体験活動のほか、児童生徒等のみで活動する機会が増えることから、安全管理のみならず熱中症にも十分注意して行動するよう、児童生徒等への適切な指導をお願いします。

3 参考資料

(1) 「学校管理下における危機管理マニュアル」

(平成 30 年 5 月改訂・三重県教育委員会)

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000784842.pdf>

(2) 「三重県部活動ガイドライン」(平成 30 年 3 月・三重県教育委員会)

<http://www.pref.mie.lg.jp/common/content/000774338.pdf>

(3) 参考資料 独立行政法人日本スポーツ振興センター教材カード

「熱中症を予防しよう」 (各学校種向け) (平成 30 年 5 月発行)

「熱中症に気を付けよう」 (各学校種向け) (平成 30 年 7 月発行)

http://www.jpnsport.go.jp/anzen/anzen_school/card/tabid/519/Default.aspx

(4) 環境省熱中症予防情報サイト

<http://www.wbgt.env.go.jp/>